

トック・ブランシュ国際倶楽部 規約

会の名称

本会は、トック・ブランシュ国際倶楽部（仏語表記：TOQUES BLANCHES JAPON）と称する。

組織

1. 本部は事務局を、東京都港区北青山に置く。
2. 理事会のもとに、地区を西日本地区、東日本地区の二か所に設置する。地区の設置およびその活動に関わる取り決めは、理事会で協議のうえ、別途これを定める。
3. 地区は委員によって、構成される。

目的と事業

1. 本会は、会員相互の親睦と情報交換と伝達を通じて会員の便宜をはかり、日本におけるフランス料理の発展をはかるとともに、料理を通じて社会に寄与することを目的とする。
2. 本会は前項の目的を達成するための次の事業を行う。
 - ・総会・懇親会、講習会などの開催
 - ・表彰
 - ・名簿の発行
 - ・その他本会の目的を達成するために必要な事業
3. 表彰、名簿の発行については、理事会に諮りこれを行う。また、個人情報管理等については法律に従いこれを行う。

会員の資格

1. フランス料理に携わる者。原則として年齢 30 歳以上で、ホテル勤務の場合は、セクションシェフ、アシスタントシェフ、またレストラン勤務の場合は、シェフ、スーシェフ以上に準ずる職にあたり、調理、製菓・パンに携わる人、及び調理師学校等の仕事に携わる者。
2. 本会のメンバー構成
 - ・正会員
 - ・名誉役員
3. 原則として、協賛会員はないものとする。
4. 会員数は理事会で運営上必要な定数を定めることができる。

会員資格の喪失

1. 本会の名誉を著しく損ない、または会員としてふさわしくない行動をとった場合、理事会に於いてこれを協議し退会させることができる。
2. 会費を 2 年以上滞納した者は、理事会において協議し退会させることができる。

会費

1. 年会費を 14,000 円とする。
2. 会員は当該当年度分の会費を納入通知から 1 ヶ月以内に納入しなければならない。

役員

1. 本会の理事定数を 19 名以内とする。役員その他の内訳を次のとおりとする。

会長	1 名
副会長	3 名
監査役	1 名
事務局長	1 名
会計	1 名
監事	2 名

2. 必要に応じて次の役職をおく。人数は必要に応じてこれを定める。
 - ・相談役
 - ・顧問

3. 役員の内任期間は 2 年とし、再任を妨げない。

4. 本会には、理事以外に各地区に委員をおく。定数を各 12 名とし、うち 1 名地区委員長をおく。

理事会

1. 目的
本会の運営及び付随する諸事項について協議決定する。
2. 構成
理事会は理事及び役員をもって構成する。
3. 管掌事項
 - ・総会に関する事項
 - ・年度事業に関する事業
 - ・組織に関する事業
 - ・本会の基本的運営にかかわる事項
 - ・会計監査の実施に関する事項
4. その他
 1. 理事会の合理的運営をはかるとともに、必要に応じて、他の会議体を設けることができる。また、必要に応じて、理事以外の会員を召集することができる。
 2. 理事会は、会長がこれを召集する。

総会

1. 総会の開催
総会は会長がこれを召集し、年 1 回開催するものとする。
2. 管掌事項
 - ・基本的運営に関わる事項
 - ・年度計画に関する事項
 - ・組織に関する事項

会計

1. 会計年度は 4 月 1 日より 3 月 31 日をもっておわる。
2. 本会の運営は次に掲げる収入をもってあてる。
 - ・年会費
 - ・事業

(平成 20 年 9 月 1 日改正)
(平成 25 年 10 月 15 日改正)
(令和 4 年 10 月改正)
(令和 6 年 10 月改正)

